

万が一(死亡・高度障害)への備え



# 退職後継続制度

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳まで、継続加入が可能です。
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

## ■ 加入対象者

<組合員本人>

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2021年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

<配偶者(※1)>

組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2021年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

【ご注意】配偶者だけの加入はできません。

\*組合員でなくなった場合、新規加入・増額はお取り扱いできません。(配偶者含む)現在の加入内容の継続・脱退のお取り扱いはできます。

\*組合員有資格者が西日本旅客鉄道労働組合を脱退した場合、継続のお取り扱いはできません。

### 【自動更新の取扱い】

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず、80歳まで自動的に更新されます。※更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算します。

※1 配偶者には同性パートナーを含みます。同性パートナーとは、戸籍上の性が同一であるが、「結婚に相当する関係」とであると認められる関係の者をいいます。ただし、加入資格の範囲と死亡保険金受取人として指定された「続柄」は同一ではないため、同性パートナーを含む事実婚関係同様の状態にある方を死亡保険金受取人に指定する場合、必ず「9:個人指定」にて手続きをお願いします。

## 保障内容・掛金

保障内容	死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	300万円
月額掛金	25歳…男性 1,143円/女性 693円 35歳…男性 1,455円/女性 858円 45歳…男性 1,956円/女性 1,089円	

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2021年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

・記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

## ■ 問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 TEL 06-6208-5427